

令和4年

5月市議会臨時会条例案

議案会第3号 豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 3

議案会第3号

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月13日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	芳賀裕崇

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊橋市議会委員会条例（平成16年豊橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（常任委員会及び議会運営委員会の設置）</p> <p>第2条（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）</p> <p>第4条（特別委員会の設置等）</p> <p>第5条（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）</p> <p>第6条（委員の選任）</p> <p>第7条（委員長及び副委員長）</p> <p>第8条（互選の方法）</p> <p>第9条（選挙規定の準用）</p> <p>第10条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第11条（招集）</p> <p><u>第11条の2（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p>第12条（議長への通知）</p> <p>第13条（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第14条（委員会の開閉）</p> <p>第15条（委員長の議事整理権及び秩序</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（常任委員会及び議会運営委員会の設置）</p> <p>第2条（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）</p> <p>第4条（特別委員会の設置等）</p> <p>第5条（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）</p> <p>第6条（委員の選任）</p> <p>第7条（委員長及び副委員長）</p> <p>第8条（互選の方法）</p> <p>第9条（選挙規定の準用）</p> <p>第10条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第11条（招集）</p> <p>第12条（議長への通知）</p> <p>第13条（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第14条（委員会の開閉）</p> <p>第15条（委員長の議事整理権及び秩序</p>

保持権)

第16条 (委員長の職務代行)

第17条 (委員長及び副委員長の辞任)

第18条 (議会運営委員及び特別委員の
辞任)

第19条 (定足数)

第2章 審査

第20条 (議題の宣告)

第21条 (一括議題)

第22条 (審査順序)

第23条 (出席説明の要求)

第24条 (資料要求)

第25条 (先決動議の表決の順序)

第26条 (動議の撤回)

第27条 (委員の議案修正)

第28条 (連合審査会)

第29条 (委員長、副委員長及び委員の
除斥)

第30条 (証人出頭又は記録提出の要
求)

第31条 (所管事務等の調査)

第32条 (委員の派遣)

第33条 (委員会の再審査)

第34条 (議決事件の字句、数字等の整
理)

第35条 (委員会の報告書)

第36条 (閉会中の継続審査)

第37条 (委員会の公開)

第3章 発言

第38条 (発言の許可)

第39条 (委員の発言)

第40条 (発言内容の制限)

保持権)

第16条 (委員長の職務代行)

第17条 (委員長及び副委員長の辞任)

第18条 (議会運営委員及び特別委員の
辞任)

第19条 (定足数)

第2章 審査

第20条 (議題の宣告)

第21条 (一括議題)

第22条 (審査順序)

第23条 (出席説明の要求)

第24条 (資料要求)

第25条 (先決動議の表決の順序)

第26条 (動議の撤回)

第27条 (委員の議案修正)

第28条 (連合審査会)

第29条 (委員長、副委員長及び委員の
除斥)

第30条 (証人出頭又は記録提出の要
求)

第31条 (所管事務等の調査)

第32条 (委員の派遣)

第33条 (委員会の再審査)

第34条 (議決事件の字句、数字等の整
理)

第35条 (委員会の報告書)

第36条 (閉会中の継続審査)

第37条 (委員会の公開)

第3章 発言

第38条 (発言の許可)

第39条 (委員の発言)

第40条 (発言内容の制限)

- 第41条（委員外議員の発言）
- 第42条（委員長の発言及び討論）
- 第43条（発言時間の制限）
- 第44条（議事進行に関する発言）
- 第45条（質疑又は討論の終了）
- 第46条（表決時の発言制限）
- 第47条（発言の取消し又は訂正）

第4章 表決

- 第48条（表決）
- 第49条（表決の問題の宣告）
- 第50条（不在委員）
- 第51条（条件及び訂正の禁止）
- 第52条（起立による表決）
- 第53条（投票による表決）
- 第54条（記名投票）
- 第55条（無記名投票）
- 第56条（選挙規定の準用）
- 第57条（簡易表決）
- 第58条（表決の順序）

第5章 請願

- 第59条（紹介議員の委員会出席）
- 第60条（請願の審査報告）

第6章 秘密会

- 第61条（秘密会の開会及び指定者以外の退場）
- 第62条（秘密会の記録）

第7章 公聴会

- 第63条（公聴会開催の手続）
- 第64条（意見を述べようとする者の申出）
- 第65条（公述人の決定）
- 第66条（公述人の発言）

- 第41条（委員外議員の発言）
- 第42条（委員長の発言及び討論）
- 第43条（発言時間の制限）
- 第44条（議事進行に関する発言）
- 第45条（質疑又は討論の終了）
- 第46条（表決時の発言制限）
- 第47条（発言の取消し又は訂正）

第4章 表決

- 第48条（表決）
- 第49条（表決の問題の宣告）
- 第50条（不在委員）
- 第51条（条件及び訂正の禁止）
- 第52条（起立による表決）
- 第53条（投票による表決）
- 第54条（記名投票）
- 第55条（無記名投票）
- 第56条（選挙規定の準用）
- 第57条（簡易表決）
- 第58条（表決の順序）

第5章 請願

- 第59条（紹介議員の委員会出席）
- 第60条（請願の審査報告）

第6章 秘密会

- 第61条（秘密会の開会及び指定者以外の退場）
- 第62条（秘密会の記録）

第7章 公聴会

- 第63条（公聴会開催の手続）
- 第64条（意見を述べようとする者の申出）
- 第65条（公述人の決定）
- 第66条（公述人の発言）

第67条（委員及び公述人の質疑）

第68条（代理人又は文書による意見の
陳述）

第8章 参考人

第69条（参考人）

第9章 委員会の記録

第70条（委員会の記録）

第71条（委員会の記録の公開）

第72条（委員会の記録の保存年限）

第10章 規律

第73条（携帯の禁止）

第74条（議事妨害の禁止）

第75条（離席）

第76条（資料等印刷物の配布の許可）

第77条（秩序保持に関する措置）

第11章 補則

第78条（会議規則への委任）

附則

（招集）

第11条 （略）

（委員会の開会方法の特例）

第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、

第67条（委員及び公述人の質疑）

第68条（代理人又は文書による意見の
陳述）

第8章 参考人

第69条（参考人）

第9章 委員会の記録

第70条（委員会の記録）

第71条（委員会の記録の公開）

第72条（委員会の記録の保存年限）

第10章 規律

第73条（携帯の禁止）

第74条（議事妨害の禁止）

第75条（離席）

第76条（資料等印刷物の配布の許可）

第77条（秩序保持に関する措置）

第11章 補則

第78条（会議規則への委任）

附則

（招集）

第11条 （略）

この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(出席説明の要求)

第23条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席することができる。この場合において、オンラインによる方法で出席しようとする者は、あらかじめ議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(不在委員)

第50条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、第11条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(出席説明の要求)

第23条 (略)

(不在委員)

第50条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、会議運営の円滑化を図るため、現行条例の一部を改正する必要

があるからである。